

大規模火災に係る復旧・復興工事における 労働災害防止対策の徹底について

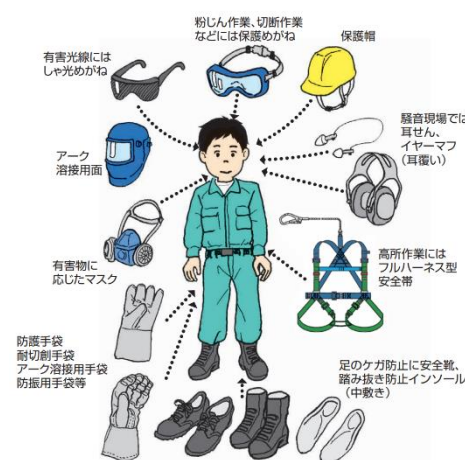
令和7年に大船渡市で発生した大規模火災に対し、一日も早く復旧・復興がなされるべく工事等が行われています。復旧・復興工事では、円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められますが、平常時とは作業環境や作業条件が異なり、危険有害要因も多くなることから、より一層の安全衛生対策が必要となります。つきましては、復旧・復興工事における労働災害を防止するため、以下のポイントについて確認いただき、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

ポイント1 自然災害被災地特有の作業環境

- ☑ がれきなどにより、足元が不安定である
- ☑ 処理すべきがれきの大きさが均等でない
- ☑ 倒壊をまぬがれた不安定な建物がある
- ☑ 飛来・落下の可能性のある物がある
- ☑ 建物の中に有害物が貯蔵されている可能性がある
- ☑ 石綿を含有した建材から粉じんが飛散する可能性がある
- ☑ 同じ場所で多くの建設機械が同時に稼働する
- ☑ 指揮系統の異なる多くの作業員が投入される
- ☑ 木材、ガラス、金属、コンクリート、岩石など様々な材質のがれきがある

ポイント2 がれき処理作業における留意事項

- ☑ 適切な服装で作業を行う
 - ・長袖の作業着など肌が見えない服装で作業を行う。
 - ・ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用する。
 - ・防じんマスクやゴーグルは漏れがないよう着用する。
- ☑ 作業前の準備
 - ・作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受け作業を行う。
 - ・連絡体制を整備し、周りで作業を行っている人に危険が及ぶことがないよう、情報共有をしっかり行う。
 - ・がれき等を運搬するための経路を確保する。
- ☑ 作業中の留意事項
 - ・燃焼中のがれきには近づかない。燃焼後のがれきを片付ける際は防じんマスクを着用する。
 - ・不安定ながれきの上で作業しない。
 - ・倒れそうな建物には不用意に近づかない。また、作業中の重機には近づかない。
 - ・重量物を無理に一人で運ばない。
 - ・がれきをトラックに積む際は「積み過ぎ」に注意し、荷台への昇降は適切な昇降設備を使用する。
 - ・倒れた柱など長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意する。
 - ・汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があるため、勝手に立ち入らない。
 - ・薬品（液体）容器や、液漏れした機械を見つけた場合は作業責任者に連絡する。
 - ・傷を負った場合は、破傷風の危険があるため、速やかに消毒し、治療を受ける。



【出典】 建災防 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業「安全衛生の手引き」

ポイント3 解体・改修作業における石綿含有建材の取扱い

☑ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いについて

→火災等の影響で石綿含有建材が使用されている建築物等が倒壊・損壊して外部に露出することにより石綿が飛散し、住民や復旧・復興工事作業者がばく露するおそれがあり、また、多数の被災建築物等の解体・改造・補修工事や大量の廃棄物処理が行われることから、適切な飛散防止措置が講じられない場合には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露の可能性が高まることが懸念されます。つきましては、「**災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）**」（令和5年4月環境省水・大気環境局大気環境課。）に基づく対応をお願いします。

また、**建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル**」（令和3年3月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。）も参照願います。

☑ 事前調査の実施等の徹底（石綿則第3条、第4条の2）

→被災建築物等の解体等工事を行うに先立ち、石綿等の使用の有無について事前調査を行う必要があります。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査するか、石綿等が使用されているものとみなして適切な措置を講じた上で石綿の除去等の作業を行ってください。なお、事前調査は、建築物石綿含有調査者等、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものを行う必要があります。

※以下の工事は「石綿事前調査結果報告システム」から事前調査結果を報告する必要があります。

- ①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体又は改修工事
- ④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

☑ 届出の確実な提出について（安衛法第88条第3項、石綿則第5条）

→吹き付けられた石綿等（いわゆるレベル1）又は石綿含有保温材等（いわゆるレベル2）の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、建設工事計画届（建設業及び土石採取業に限る）又は作業届（建設業及び土石採取業以外の業種）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

☑ 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

→吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の保守点検については、マニュアル等を参考に、維持管理の徹底等を図ってください。

☑ 石綿含有成形板等又は石綿含有仕上り塗材の除去等作業について

→石綿含有成形板等又は石綿含有仕上り塗材の除去等作業においても、切断や破碎作業により石綿が飛散するおそれがあることから、マニュアル等を参考に、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ってください。

☑ 有資格者による作業の実施の徹底

→石綿等取扱い作業は石綿作業主任者の直接指揮のもと、石綿使用建築物等解体等業務特別教育を修了した方が作業を行う必要があります。

☑ 作業計画、作業記録の作成

→適切な作業方法、飛散防止、ばく露防止対策等について計画を定め、当該計画に基づき作業を行ったことを記録する必要があります。

※詳細は下記の関連資料を参照してください。

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル



石綿総合情報ポータルサイト



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

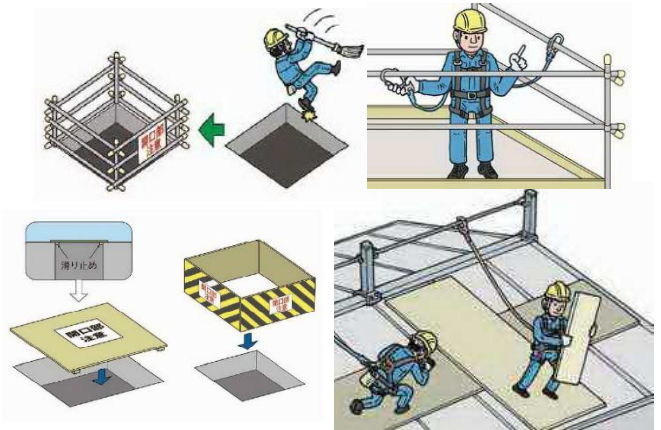
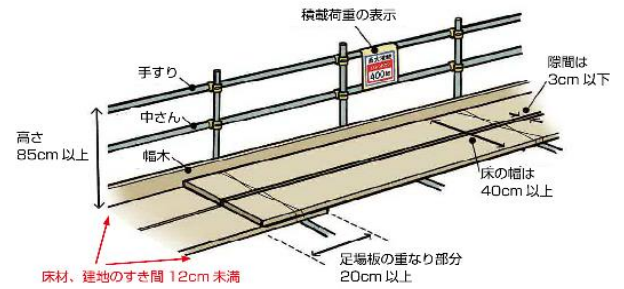


ポイント4 墜落・転落災害防止対策

<高所作業時のポイント>

- ❑ **作業床を設置すること(安衛則第518条)**
 - 高さ2m以上の箇所では墜落のおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けなければなりません。
 - 作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。
- ❑ **作業床の端、開口部等に墜落防止措置を講じること**
 - 高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等を設けなければなりません。
 - 囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。
- ❑ **労働者は、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければなりません。**
(安衛則520条)
- ❑ **要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設けること**
(安衛則第521条)
 - 高さ2m以上で要求性能墜落制止用器具等を使用するときは、安全に取り付けるための設備を設置し、異常の有無を随時点検しなければなりません。
- ❑ **スレート等の屋根上の危険の防止(安衛則第524条)**
 - スレート、木毛板等の材料で、ふかれた屋根上の作業時は、幅30cm以上の歩み板の設置、防網を張る等の踏み抜き防止措置が必要です。

【出典】「厚生労働省 建設業に従事する外国人労働者向け教材」



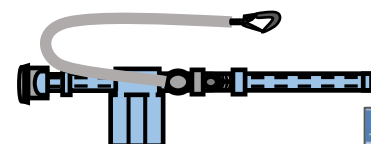
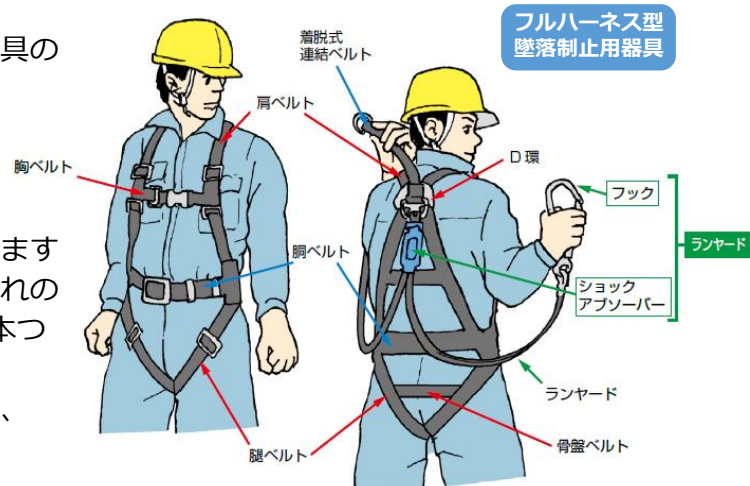
※作業床とは

…法律上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。

また、ビルの屋上、橋梁の床板など、水平で平面的な広がりをもった建築物の一部分であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床になると考えられます。

<墜落制止用器具のポイント>

- ❑ **新規格の器具を使用すること**
 - 製品ラベル等に「墜落制止用器具」「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用してください。
 - 「安全帯の規格」と表示されているものは旧規格のため使用できません。
- ❑ **作業条件に応じて適切な器具を選定すること**
 - 墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、「胴ベルト型(一本つり)」を使用することができます。
 - 一般的な建設作業の場合は、5mを超える箇所では、「フルハーネス型」の使用が推奨されます。
- ❑ **特別教育を受講者に作業を行わせること**
 - 高さ2m以上の箇所では、作業床を設けることが困難な場合で、「フルハーネス型」を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)業務を行う労働者は、特別教育の受講が必要です。
- ❑ **取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること**
- ❑ **墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする**
- ❑ **墜落制止用器具の点検や保守・保管は、責任者の定める等により確実に行い、管理台帳等により結果等を記録すること**
- ❑ **一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと**



安全帯が「墜落制止用器具」になります！

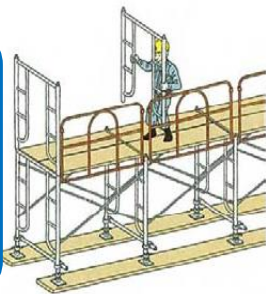


＜足場からの墜落防止措置のポイント＞

- ✓ 安衛則に基づく墜落防止措置を講じること
- ✓ 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用すること
- ✓ 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を実施すること
- ✓ 臨時に外した手すり等は、作業終了後、速やかに復旧すること
- ✓ 点検者を指名のうえ、日々の作業開始前や悪天候等及び足場の組立・変更等後の点検を確実に実施し、異常があれば直ちに補修すること
また、点検記録を残すこと
- ✓ 新規入場者教育や朝礼等で、安衛則に基づく措置の必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めること
- ✓ 作業床の整理整頓に努めること
- ✓ 足場、機材管理、仮設備計画を作成し関係労働者へ周知すること

●手すり先行工法の採用

・足場の組立等の作業には、積極的に「**手すり先行工法**」を採用しましょう



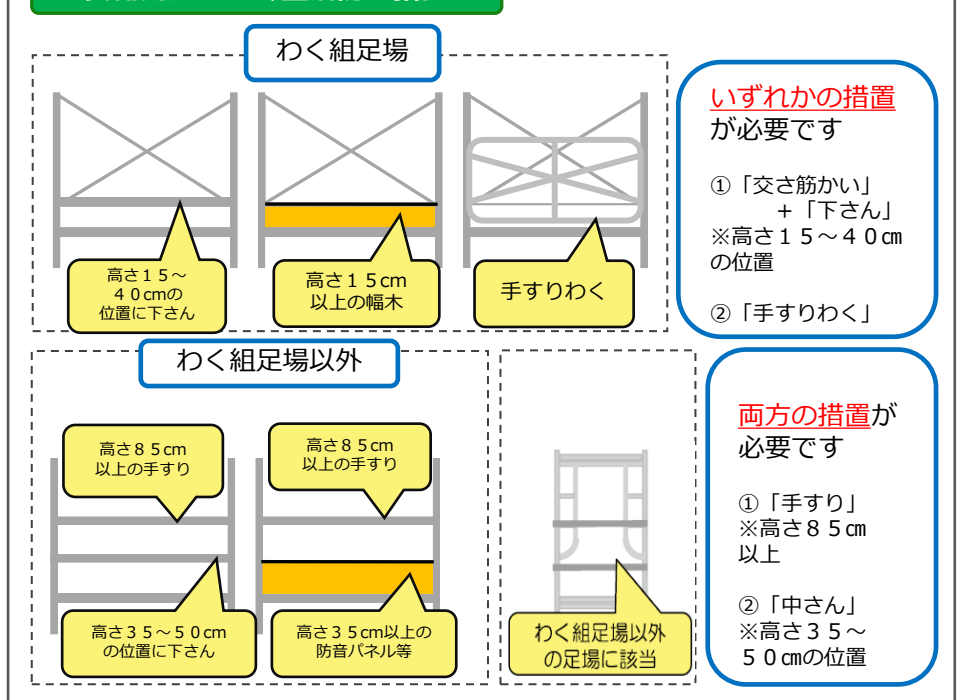
●足場の点検の確実な実施

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用（注1）	
工事名（ ） 事業者（ ） 点検者氏名（ ） 点検日（ ） 点検実施理由（悪天候後、増設後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その他） 足場の用途、種類、状態（ ）	足場点検チェックリスト 工区（ ）～（ ）（注2） （ ）（注3） （ ）（注4） 5
点検事項（注6）	点検の内容（注7）
1 床材の損傷、取付け及び取除きの状態	
2 建地、布、囲木	

足場の種類に応じた「**チェックリスト**」を活用

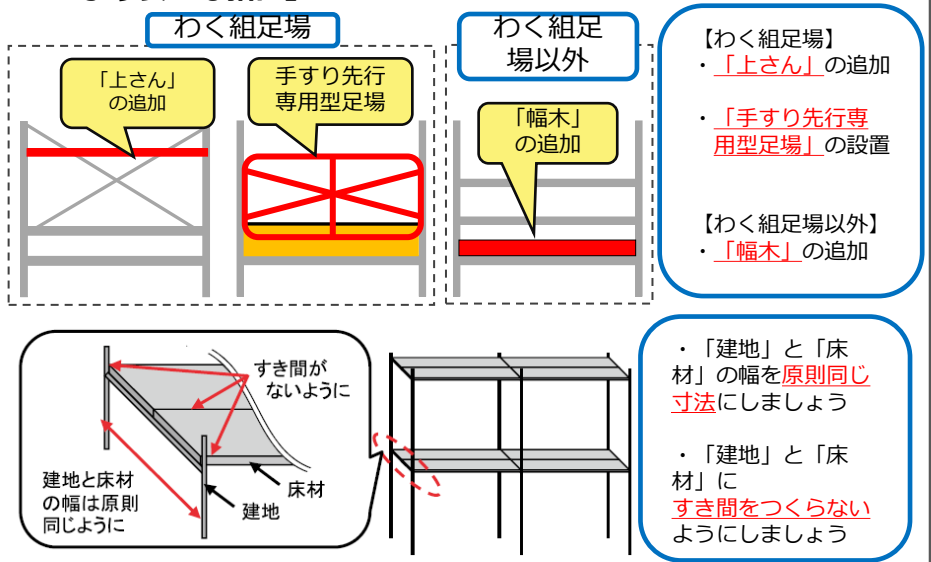
【こちらのリーフレットもご覧ください】

安衛則に基づく墜落防止措置

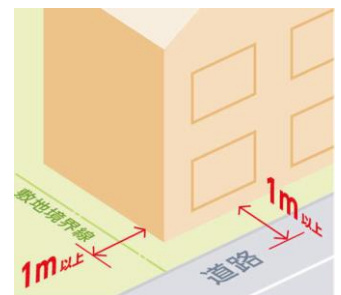


安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

●「より安全な措置」



・足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
→可能な限り「**幅が1メートル以上の箇所**」を確保してください。



手すり先行工法の足場を使用しましょう

※手すり先行工法に関するガイドラインの策定・定款に準拠して



改正のポイント

- 1 手すり先行工法に準拠した足場の設置方法の明確化
（従来の足場設置方法とは異なり、手すり先行工法に準拠した足場の設置方法が明確化された。）
- 2 足場の設置方法の明確化
（従来の足場設置方法とは異なり、手すり先行工法に準拠した足場の設置方法が明確化された。）
- 3 足場の設置方法の明確化
（従来の足場設置方法とは異なり、手すり先行工法に準拠した足場の設置方法が明確化された。）

手すり先行工法の足場を使用しましょう
(令和6年6月)



足場からの墜落防止措置が強化されます

※改正要領全文参照（令和6年10月1日から施行）



足場からの墜落防止措置が強化されます
(令和5年6月)



木造家屋等低層住宅建築工事
墜落防止標準マニュアル

建設業労働災害防止協会

木造家屋等低層住宅建築工事
墜落防止標準
マニュアル
(令和6年3月)

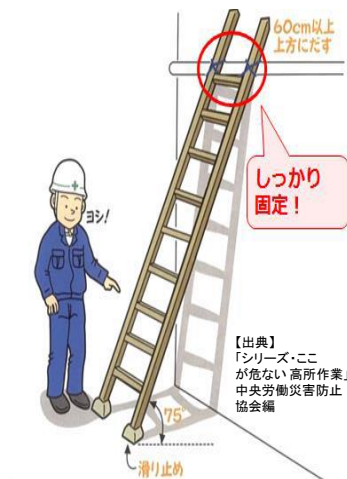


<はしご作業のポイント>

- ☑ はしごの上部・下部の固定状況を確認する
- ☑ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出させる
- ☑ はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ☑ はしごの踏みさんに明らかな傷みがないことを確認する
- ☑ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☑ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ☑ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ☑ (はしごをボルトで取付けている場合)ボルトが緩んだり腐食していないか確認する

<脚立作業のポイント>

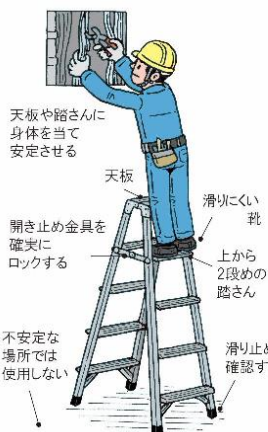
- ☑ 脚立は安定した場所に設置する
- ☑ 開き止め金具を確実にロックする
- ☑ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みがないことを確認する
- ☑ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ☑ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ☑ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☑ 天板上や天板をまたいで作業しない
- ☑ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- ☑ 作業は頭の真上でしない
- ☑ 荷物を持って昇降しない



労働安全規則(第527条)

移動はしご

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め装置の取付けその他転位防止を防止するために必要な措置



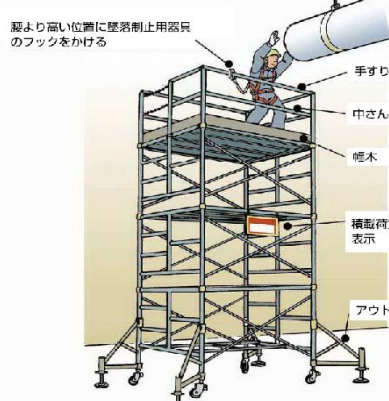
労働安全規則(第528条)

脚立

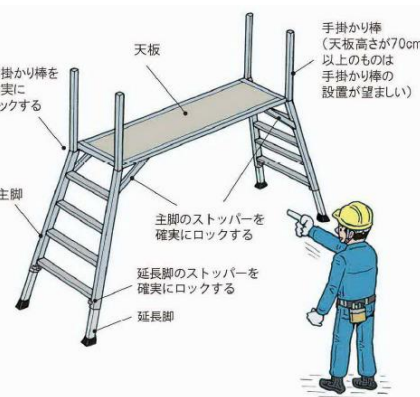
1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

※ はしごや脚立を使用した作業について、**①使用自体を避けられないか、②ローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか**検討し、これらの対策が取れない場合に、はしごや脚立を使用するようにしてください。

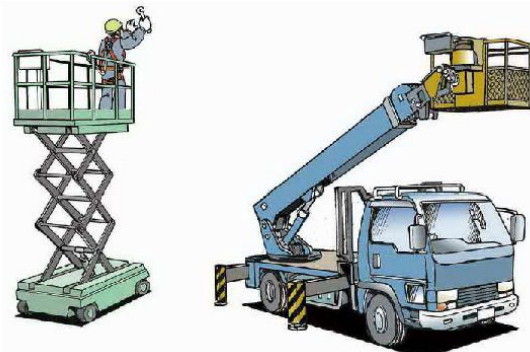
ローリングタワー



可搬式作業台

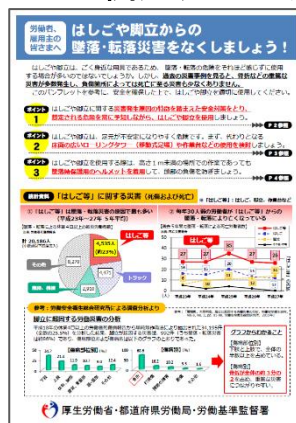


高所作業車



【これらの関連リーフレットもご覧ください】

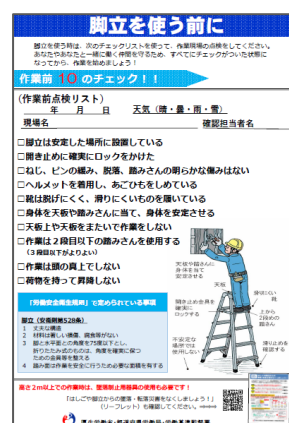
【出典】「厚生労働省 建設業に従事する外国人労働者向け教材」



はしごや脚立からの
墜落・転落災害を
なくしましょう!



はしご・脚立作業
チェックリスト



☑ 有資格者による作業を徹底すること

- ・車両系建設機械の運転は、その種類、機体重量に応じ、**有資格者が行い**、必ず資格証を携帯する
 <機体重量 3 t 以上>

車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(解体用)修了者

- <機体重量 3 t 未満>

小型車両系建設機械運転特別教育(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(解体用)修了者

- ・作業指揮者、監視人、交通誘導員等は、事業者から指名されたものが行う

☑ 作業開始前点検の実施

- ・機体の安全装置が有効に機能するか
- ・ブレーキ、クラッチ、バックミラー等に異常、損傷、欠落がないか
- ・オイル漏れ、ボルト・ナットのゆるみ等の異常がないか
- ・運転席に不要なものを置いていないか

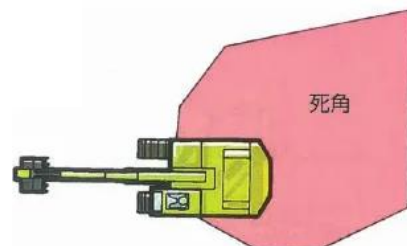
☑ 作業範囲内の立入禁止

①関係者以外の立入禁止

- ・作業前に立入禁止を周知徹底する
- ・安全作業通路を確保する

②第三者への立入禁止措置

- ・う回路を設置する
- ・交通誘導員を配置し、歩行者・自転車の安全を確保する
- ・作業危険範囲に立入禁止柵等を設ける



☑ 死角の範囲の確認

- ・運転手から見えない“死角”があることに注意する
- ・施工範囲に立ち入る際には、相互合図確認（グー・パー運動等）を行う

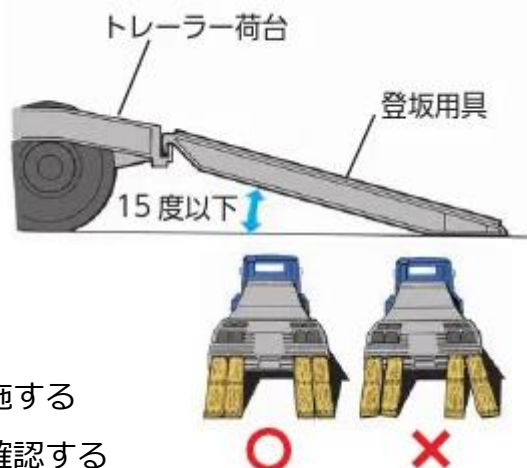
☑ 重機の転倒、転落防止

- ・軟弱地盤、特に降雨後は、地盤の状況を確認し、必要に応じて敷鉄板の設置等を行う
- ・路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落による危険が生じるおそれのあるときは、誘導員を配置する

- ・転倒時運転者保護構造(R O P S)を有する機体を使用する
- ・シートベルトを確実に使用する

☑ 移送時の留意点

- ・機体の積降し作業は、平坦な場所で適切な設備を使用し、責任者の指揮のもと実施する
- ・作業区域内は、立入禁止の措置をする
- ・機体の移送用車両は、ブレーキをかけ、タイヤの歯止めを実施する
- ・積込み終了後は、ドラグ・ショベルの歯止め固定等の状態を確認する



☑ クレーン機能付きドラグ・ショベルの作業

技能講習終了証等の偽造に注意！

- ◆必ず原本確認
- ◆記載不備、矛盾点がないか点検
- ◆疑わしい場合は、発行元に照合
- ◆偽造が判明したら労働局に連絡

法令上の位置づけ

・労働安全衛生法施行令に掲げる「移動式クレーン」にも該当する
したがって、労働安全衛生関係法令の車両系建設機械及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用される。

●クレーン作業を行う場合

つり上げ荷重 5 t 以上	移動式クレーン運転士免許
つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン運転 技能講習修了者
つり上げ荷重 1 t 未満	小型移動式クレーン運転 特別教育修了者

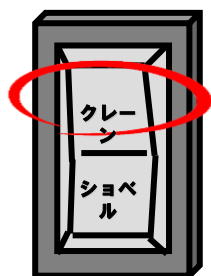
■ドラグ・ショベルを運転操作する場合

機体質量 3 t 以上	車両系建設機械運転 技能講習修了者
機体質量 3 t 未満	車両系建設機械運転 特別教育修了者

- ・構造要件についても、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格の両方が適用される。
- ・クレーン作業時は、クレーンモードに切り替える

クレーン作業を行う際は

①作業モード切り替えスイッチを
クレーン側に切り替える

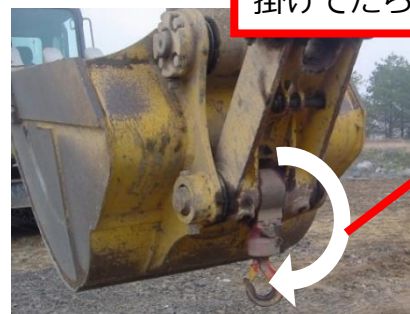


移動式クレーン
構造規格に規定
する安全装置が
有効になる

②フックを引き出す



ショベル作業時
(格納されている)



クレーン作業時
(フックを引き出す)

・作業開始前点検、作業範囲内の立入禁止措置を実施する

・原則として荷をつり上げたまま走行しない

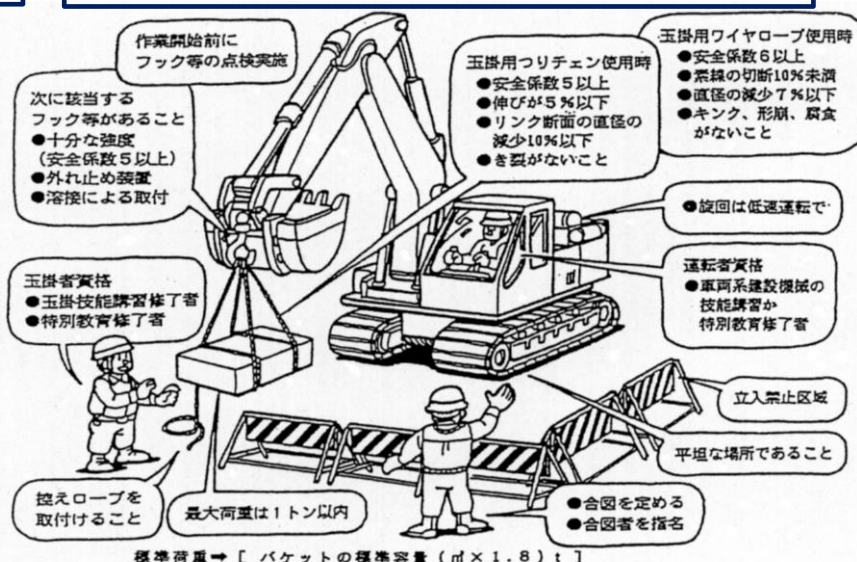
ただし、走行可能な仕様の場合にはメーカーの取扱説明書どおり使用する（以下の場合に限定）

① 作業の性質上やむを得ないとき、
または安全な作業の遂行上必要なとき

② 安全確保措置として、図の事項すべての措置
ができている場合

・土砂崩壊による危険をなくするため、
一時的に土止め用矢板・ヒューム管
などを吊り上げる作業

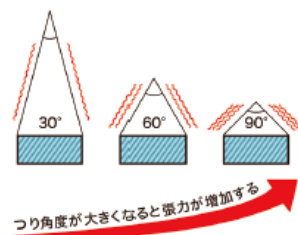
・移動式クレーンを搬入して作業す
ると、作業場所がより錯綜して危険
が増す場合



☑ 安全な玉掛け作業の徹底

- ・有資格者による玉掛け作業の徹底
→有資格者が誰であるかヘルメットへの有資格者シールの貼付や掲示板への掲示等を行うこと
- ・玉掛け用具の点検を徹底し、使用荷重の範囲内で作業を行うこと

	技能講習	特別教育
つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンを使用した玉掛けの業務	○	×
つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンを使用した玉掛けの業務	○	○



重要ポイント

玉掛け作業の3・3・3運動の徹底



ポイント6 その他の労働災害防止対策

☑ 土砂崩壊災害防止対策の徹底

- ・現場の事前調査結果に基づき計画を作成
- ・地山の崩壊、土石の落下の危険のある場合は、土止め支保工等を設ける
- ・掘削時は安全勾配に留意する
- ・作業に応じ、作業主任者を選任する
- ・地山の点検を実施する



←斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン
土止め先行工法に関するガイドライン →



☑ 熱中症予防対策

- ・暑さ指数（WBGT値）の把握
- ・暑熱順化プログラムの実施
- ・緊急時の対処方法、連絡体制の整備、確認
- ・定期的な水分、塩分補給
- ・通気性、透湿性の良い服装
- ・こまめな休憩の取得



←ポータルサイト「職場における熱中症予防情報」
熱中症予防のための情報・資料サイト →



☑ 電動工具等の適切な使用

- ・携帯用丸のこを使用する場合
→安全カバーを番線等で固定しない
→キックバック防止のため丸のこの真後ろに立たず、ハンドルをしっかりと持ち、安定した場所で作業する
→特別教育に準じた安全教育修了者が行う
- ・エンジンカッターを使用する場合
→防振手袋、防じんマスク等保護具を着用する
→ハンドルをしっかりと持ち、刃の上部4分の1を使用しない

☑ 蜂刺され対策

- ・岩手県では令和6年に蜂刺されによる死亡災害が発生している
→蜂毒アレルギーの検査を行い、陽性のものは医師に相談の上、処方された自己注射器（商品名：エピペン®）を携行する。
→適切な保護具（防護手袋、防虫網等）、服装（黒色を避け肌は露出しない）で作業する
→抗ヒスタミン軟膏
やポイズンリムーバーを備え付ける

盛岡監督署「蜂刺されによる労働災害防止対策の徹底について」→



建設業労働災害防止協会特設ページ「復旧・復興工事安全衛生確保支援サイト」



岩手労働局「令和7年岩手県大船渡市における大規模火災」関連情報ページ



大船渡監督署からのお知らせ

